

向日市告示第25号

向日市介護予防デイサービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する要綱（平成29年告示第21号）の一部を次のように改正します。

令和3年3月30日

向日市長 安田 守

（下線部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号及び第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）、指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年老企第25号）、<u>介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第71号）</u>及び実施要綱において使用する用語の例による。</p> <p>（一般原則）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 指定介護予防デイサービス事業者は、<u>指定介</u></p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号及び第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）、指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年老企第25号） _____ 及び _____</p> <p>（一般原則）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 指定介護予防デイサービス事業者は、 _____</p>

介護予防デイサービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(要支援認定の申請等に係る援助)

第12条 略

2 指定介護予防サービス事業者は、介護予防支援（第1号事業及びこれに相当するサービスを含む。以下同じ。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(利用者に関する市への通知)

第21条 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1)及び(2) 略

(緊急時等の対応)

第22条 略

(管理者の責務)

第22条の2 指定介護予防サービス事業所の管理者は、指定介護予防サービス事業所の従業者の管理及び指定介護予防デー

_____事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(要支援認定の申請等に係る援助)

第12条 略

2 指定介護予防サービス事業者は、介護予防支援（第1号事業及びこれに相当するサービスを含む。以下同じ。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(利用者に関する市への通知)

第21条 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを受けている利用者が次_____のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1)及び(2) 略

(緊急時等の対応)

第22条 略

ビスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定介護予防デイサービス事業所の管理者は、当該指定介護予防デイサービス事業所の業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第23条 指定介護予防デイサービス事業者は、指定介護予防デイサービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(9) 略

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 略

(勤務体制の確保等)

第24条 略

2 略

3 指定介護予防デイサービス事業者は、介護予防サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防デイサービス事業者は、全ての介護予防サービス従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護予防デイサービス事業者は、適切な指定介護予防サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防サービス従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第23条 指定介護予防デイサービス事業者は、指定介護予防デイサービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(9) 略

(10) 略

(勤務体制の確保等)

第24条 略

2 略

3 指定介護予防デイサービス事業者は、介護予防サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第24条の2 指定介護予防デイサービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防デイサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防デイサービス事業者は、介護予防デイサービス従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定介護予防デイサービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第26条 略

2 指定介護予防デイサービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第27条 略

2 指定介護予防デイサービス事業者は、当該指定介護予防デイサービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防デイサービス事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防デイサービス従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防デイサービス事業所に

(非常災害対策)

第26条 略

(衛生管理等)

第27条 略

2 指定介護予防デイサービス事業者は、当該指定介護予防デイサービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

おける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防デイサービス事業所において、介護予防デイサービス従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(揭示)

第28条 指定介護予防デイサービス事業者は、指定介護予防デイサービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防デイサービス従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 指定介護予防デイサービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防デイサービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(地域との連携等)

第33条 指定介護予防デイサービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定介護予防デイサービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防サービスに関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定介護予防デイサービス事業者は、指定介護予防デイサービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防デイサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防サービスの提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

(揭示)

第28条 指定介護予防デイサービス事業者は、当該指定介護予防デイサービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防デイサービス従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

(地域との連携__)

第33条 _____

指定介護予防デイサービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防サービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第34条 略

(虐待の防止)

第34条の2 指定介護予防デイサービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防デイサービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防デイサービス従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防デイサービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防デイサービス事業所において、介護予防デイサービス従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(記録の整備)

第36条 略

2 指定介護予防デイサービス事業者は、利用者に対する指定介護予防デイサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から2年間保存しなければならない。

(1)～(5) 略

(安全管理体制等の確保)

第40条 略

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第40条の2 指定介護予防デイサービス事業者及び指定介護予防デイサービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この要綱の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識するこ

第34条 略

(記録の整備)

第36条 略

2 指定介護予防デイサービス事業者は、利用者に対する指定介護予防デイサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から2年間保存しなければならない。

(1)～(5) 略

(安全管理体制等の確保)

第40条 略

第3章 雑則

とができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第11条第1項及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護予防デイサービス事業者及び指定介護予防デイサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この要綱の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
(虐待の防止に係る経過措置)
- 2 この要綱の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の向日市介護予防デイサービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する要綱(以下「新介護予防サービス基準要綱」という。)第3条第3項及び第34条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新介護予防サービス基準要綱第23条の規定の適用については、この規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。
(業務継続計画の策定等に係る経過措置)
- 3 この要綱の施行の日から令和6年3月31日までの間、新介護予防サービス基準要綱第24条の2の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実

施すよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう務めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 この要綱の施行の日から令和6年3月31日までの間、新介護予防デイサービス基準要綱第27条第2項の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 この要綱の施行の日から令和6年3月31日までの間、新介護予防デイサービス基準要綱第24条第3項の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。